

4月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和5年4月18日(火) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計5人出席】
	事務局	小林課長補佐、中垣主任、荒谷
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、岡持CIO補佐官、垣見教育部次長、若林教育部次長、五味原教育政策課長、徳岡教育総務課長、細川地域教育課長、牧野学校教育課長、森保健給食課長、中口教育支援・相談課長、森西中央図書館長
開催形態	公開(傍聴者なし)	
議題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 令和6～9年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>(2) 令和6年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>2 議案</p> <p>議案第1号 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 非公開</p> <p>議案第2号 奈良市公民館条例の一部改正について 非公開</p> <p>議案第3号 奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正について</p>	

<p>決定取り纏め事項</p>	<p>1 教育長報告 (1) 令和6～9年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。 (2) 令和6年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については、了承した。</p> <p>2 議案 議案第1号 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、可決した。 議案第2号 奈良市公民館条例の一部改正については、可決した。 議案第3号 奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正については、可決した。</p>
<p>担当課</p>	<p>教育政策課</p>
<p>議事の内容</p>	
<p>教 育 長</p>	<p>皆さんおはようございます。 4月定例教育委員会を始めさせていただきます。 本日は、令和5年度初めての定例教育委員会でございます。新年度にあたり、教育委員会事務局職員に異動がありましたので、紹介をさせていただきます。 教育部長より順次お願いします。課長につきましては、新任課長のみ紹介をお願いします。なお、教育委員会の補助執行部であります子ども未来部の理事者については、後日紹介をさせていただきます。それでは、教育部長、C I O補佐官、教育部次長、保健給食課長、教育支援・相談課長、中央図書館長の順で紹介をよろしくお願いします。</p>
<p>教 育 部 長</p>	<p>教育部長の竹平でございます、どうぞよろしくお願いいたします。C I O補佐官以下につきましては、本人の方から自己紹介をさせていただきます。 なお、新任課長のうち教育D X推進課長の大西でございますが、本日公務のため欠席とさせていただきます。</p>
<p>C I O補佐官</p>	<p>この度C I O補佐官を拝命いたしました岡持と申します。 学校現場でもI C T化がひととおり進んできたところですが、今、メディア環境が目まぐるしく変化する中、デジタルネイティブ世代といわれる小学生をとりましても、低学年と高学年で世代交代が進む中で、学校現場における様々な課題への対応が求められています。 また、教育委員会におきましては社会教育や生涯教育という分野においても幅広い施策を展開しております。そのような様々なニーズに対応できるよう、教育委員会施策の高度化と、課題解決に向けて尽力してまいりたいと思</p>

	います。よろしくお願いいたします。
教育部次長	教育部次長を拝命いたしました若林と申します。人事課より異動してまいりました。教育部においても引き続き様々な業務に携わり尽力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
保健給食課長	この度保健給食課長を拝命いたしました森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
教育支援・相談課長	この度教育支援・相談課長を拝命いたしました中口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
中央図書館長	この度中央図書館長を拝命いたしました森西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
教育部長	以上でございます。よろしくお願いいたします。
教育長	それではまず、事務局より資料の説明をお願いします。
事務局	本日の資料につきましては既にお配りしているとおりでございます。
教育長	本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立をいたします。ただいまから4月定例教育委員会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、私と川村委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。令和5年3月臨時教育委員会の会議録の署名委員は、畑中委員です。畑中委員いかがでしょうか。
畑中委員	結構です。
教育長	ありがとうございます。引き続き、会議録の確認を行います。令和5年3月定例教育委員会の会議録の署名委員は梅田委員です。梅田委員いかがでしょうか。
梅田委員	結構です。
教育長	ありがとうございます。それでは本日の案件に入ります。 本日の案件は、教育長報告2件、議案3件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は15件ございましたので、ご報告いたします。本日の案件のうち、議案第1号、議案第2号は、議会の議決を経るべき議案であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。

各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、公開の案件から始めます。</p> <p>教育長報告（１）「令和６～９年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について」、学校教育課長より説明願います。</p>
学校教育課長	<p>令和６～９年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針についてご説明いたします。現行の学習指導要領では、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱から資質能力が整理されています。</p> <p>小学校におきましては、道徳科や外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動も含めた各教科等の指導を通して、子どもたちがこれからの時代に求められる資質能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、主体的対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められていることが明記されております。奈良市立小学校教科用図書につきましても、このことを踏まえた採択を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>資料１ページをご覧ください。教科用図書採択の基本方針でございます。前文では、適切な教科用図書を採択するために基本方針を定めることを謳っております。小学校の教科用図書の採択にあたりましては、これまで基本方針を定め、教科用図書の採択を進めてまいりました。本年度も基本方針を定め、教科用図書の採択を進めてまいります。</p> <p>次に、１及び２におきまして、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを明確に示しております。３では、小学校用教科書目録（令和６年度使用）に登載されている教科書の中から採択すること、４では、採択における留意点を３点まとめております。特に（１）の学習指導要領の趣旨や奈良市教育大綱、奈良市教育振興基本計画、及びこれからの奈良市の教育活動の展開に適したものであるべきことを明確にしております。また、小学校の教科用図書を調査研究する五つの観点として、ア．資質・能力の育成の視点、イ．奈良市教育振興基本計画との関連、ウ．題材の選択及び扱い、エ．編集の工夫、オ．使用上の便宜を挙げています。今回の採択にあたり、研究すべき内容や奈良市が目指す教育との関連をより明確にするため、項目を整理させていただきました。</p> <p>例えば、ア．資質・能力の育成の視点では、学習指導要領に示されている三つの資質能力を育成するために、教科用図書においてどのような工夫がされているかを考慮し、調査研究を行っていただくこととしております。また、イ．奈良市教育振興基本計画との関連では、奈良市が目指す教育を実現するため、探究的な学び・協働的な学びなど、子どもたちに必要な力の育成を図る上で効果的に活用できるかを考慮し、調査研究を行っていただくこととしております。</p>

続きまして、5では、採択の手続きに関わる会議や資料の公開、非公開など、教科用図書採択の公平性、透明性を追求する手だてについて記述しております。

続きまして、2ページをご覧ください。ここでは、奈良市立小学校教科用図書採択の手順を示しております。

まず、教育委員会が選定委員及び研究員を委嘱、任命いたします。研究員は研究部会で教科用図書の調査研究を行い、その研究結果を選定委員会に報告します。そして、選定委員会は研究部会から報告された研究結果等を審議し、その結果を教育委員会に報告します。最後に、教育委員会は、報告された研究結果を参照しながら審議し、その権限と責任において教科用図書の採択を決定するという手順になっております。

続きまして、3ページから4ページは、奈良市教科用図書選定委員会規則、5ページから6ページは、奈良市教科用図書選定委員会開催要領を添付しております。これらの規則及び開催要領は、奈良市立高等学校の教科用図書採択でも供用される規則、要領となっております。

続きまして、7ページには、小学校教科用図書の採択に係る流れを示しております。7月の選定委員長報告において、それまでの選定委員会にて審議いただきました内容を報告し、教育委員会にて慎重にご審議の上、教科用図書を採択していただきたいと考えております。

最後に、以降の資料といたしまして、研究報告書等の様式一式等を添付しております。以上を踏まえまして、令和6～9年度使用奈良市立小学校教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

教 育 長

この件につきまして、各委員からご意見、ご質問をお願いいたします。

畑 中 委 員

ただいまご報告いただきました教科用図書採択の基本方針については、了承をいたします。

教科用図書の採択は、教育委員会の権限のもとで行う大変重要な任務であると認識しております。今回もしっかり責任を持って慎重に取り組んでまいりたいと思っております。

選定委員会と研究部会において調査研究を行っていただく際、現在使用している教科書について、今回も同じ教科書会社の教科書が調査研究の対象になってくると思いますが、今使用している教科書について、先生方の感想や意見はもちろん研究部会や選定委員会でも協議されると思うのですが、選定委員長からご報告をいただく際に、どのような点が良いのか、あるいはそうでないのかといった点もぜひお聞かせいただき、私自身も研究調査の参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

学校教育課長

ありがとうございます。

研究部会、選定委員会の方で研究を進める際には、現在採択している教科

書を使つての授業の進み具合なども判断材料の一つになると思いますので、そういった内容も踏まえた上でご報告させていただきたいと思います。

柳澤委員

基本方針については、了承いたします。

研究員の方の要件として、6ページの「3. 研究部会の研究員」が挙げられており、教職経験年数を考慮するとありますが、実際にこの目安はどういうふうに考えておられますか。

また、できる限り連続して選出しないということですが、前回関わって今回となると、前回の調査結果を念頭に置いて研究に参加するということになりませんが、どのように考慮されているか伺いたいです。

学校教育課長

まず年数の方につきましては、5ページにありますように、教職経験10年以上を原則としたいと事務局として考えております。ただ、全て10年以上の先生を揃えるというのも難しい部分がありまして、7年、6年というようなご経験の方も選出させていただいています。

また、なるべく前回の採択から連続して選出しないというところについては、どうしても他の校務分掌業務との兼ね合い等々でやむを得ず連続して選出するというようなケースも過去にはございましたが、なるべく、そうならないような形で進めてまいりたいと思っております。

柳澤委員

状況により判断をされているということで理解いたしました。ありがとうございます。

梅田委員

教科書採択は非常に責任のある業務ですので、一つ一つを丁寧に進め、教育委員として責任を果たしていきたいと思っております。

公平性を担保するための仕組みとして、様々な報告等を受けるという手順があります。教科書展示会を開催し、情報把握をしながら進める手順になるかと思えます。公正公平を担保するための手続きを考える上で検討された内容があれば、教えていただけませんか。

学校教育課長

公正公平という点について、事務局でも改めて検討させていただきました。

その中で参考にしましたのは、文部科学省が示しております教科書採択の仕組みというところです。今回もこれまでと同様に、研究部会を立ち上げ、選定委員会を経て、教育委員会に報告するという手順にさせていただいております。

また、報告書もきちんと記録として残し、教科書展示会のアンケートもこれまでどおり教育委員の皆様に通覧をしていただくとともに、採択終了後、報告書と併せて情報公開のコーナーにて公開することで、公平に適正に実施していることを示してまいりたいと考えております。

梅田委員 ありがとうございます。透明性を担保するために必要な手続きをしっかりと進めていただければと思っております。

教科書のあり方そのものを検討する国の動きとして、今回デジタル教科書については動きが見られないということですが、既にタブレット端末の環境が整ってきています。そのことも踏まえ、教科書を使ってICTを活用した効果的な学習がどのように実現できるのかという工夫も、しっかり見ていく必要があると思います。その点において、調査研究の段階で、どのような手続きを進めていってもらいたいと考えているのか教えていただけますか。

学校教育課長 デジタル教科書については文部科学省の通知によりますと、考慮の一事項とすることができるということですが、今回の採択では、基本方針を見直した際の観点のところに明記するのは見送らせていただいております。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、既に学校では、タブレット端末を活用してデジタルコンテンツを効果的に使った授業に取り組んでいるところでございます。今の時点で明言はなかなか難しいですが、もちろんそういった観点で教科書のサンプルにつきましても、調査研究を行った上で、報告様式の中に記載をさせていただくことも可能であろうと考えます。

梅田委員 ありがとうございます。また検討段階で様々な情報も踏まえて、採択に進められるようにお願いします。

川村委員 私も今回の基本方針に異議はございません。年度初めに子どもが教科書を持って帰ってきたときに、子どもと一緒に開いたワクワク感というのは、今でも覚えています。ああ、こんなことを学ぶんだと、こんなことを教えてもらうんだと。

ただ、一年分の教科書が終わる段階で、子どもとの会話の中で、ここは勉強していたのかなという項目があったり、すべてを網羅できていない学年もあったように思います。その時に、教科書の中身が少し詰め過ぎではないのか、など色々なことを考えるきっかけになりました。

また、学校でどんな学びが受けられるかという羅針盤となる教科書を、日々子どもたちと接する先生方が調査研究に関わってくださるというのはとても大事なことだと思います。先生方が子どもたちの好奇心を誘い、一人一人の努力や成長を引き出し、子どもの良さや能力を伸ばす授業ができるような教科書が良いと思います。学校の中で、子どもも先生も楽しく学び合い、自立した学習者を育成できるような教材であってほしいと思います。

教育長 ありがとうございます。

教科書採択にあたっては、採択権者である教育委員会の権限と責任において、公平かつ適正な教科書採択を行わなければなりません。

同時に、学校現場から参加いただく選定委員をはじめとして、教科書採択

に関わるすべての関係者が公正公平な採択を行うため、十分このルールを遵守いただくようお願いしたいと思います。

それから、国の方針では、デジタル教科書は採択の考慮の一項目とするというふうになっているわけですが、今後、その観点も入っていきたく思いますので、しっかり議論を進めていきたいと思っています。

また、来年度は中学校の教科書採択がありますが、一条附属中学校の教科書採択について、中高一貫校として独自のものにするのか、今後その点も議論を深めていきたいと思っています。

それではこの件に関して、ご意見がないようですので、教育長報告（１）「令和６～９年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について」、了承いたします。

次に、教育長報告（２）「令和６年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」、学校教育課長よりお願いします。

学校教育課長

令和６年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針についてご説明申し上げます。

高等学校では各教科科目が細かく分かれており、使用する教科用図書の内容は専門性が高いものとなっております。そこで、奈良市立高等学校の教科用図書の採択につきましては、教育委員の皆様には、調査研究や採択事務が正しく行われているか、また、選定委員会から提出される報告書の内容や、以前に使用したものと、どのような違いがあるかを確認いただくといった視点で審議していただきたいと思っています。そして、奈良市立高等学校が採択を希望する教科用図書がふさわしいものであるかを判断していただき、採択をしていただくこととしております。今年度も同様に、採択を進めてまいりたいと考えております。

資料の１ページをご覧ください。教科用図書採択の基本方針ですが、12については、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること、奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを明確に示しております。

3においては、目録に登載されている教科用図書の中から採択することを示しております。その中で、一度採択された教科用図書が高等学校用教科書目録に登載されている間は、原則として４年間継続して採択するものとします。これは高等学校の場合、学年ごとの大幅な改定がほぼ４年に一度行われること、また、毎年違う教科用図書を使用することによって内容の配列が変わることなどの混乱を避けるため、目録に登載されている間は、一定の期間継続して採択しようとするものでございます。ただし、採択から４年に満たない場合でも、例えば、全く新しい教科用図書が目録に登載され、高校の実態等に応じてそちらの方がより適切であると判断されるような場合につきましては、採択替えを行うことも可能と内規で定めております。

4では、採択の留意点を４点まとめております。（１）では、奈良市教育大綱と奈良市教育振興基本計画をもとにするということを示しています。また、

(3)では、今回採択する教科用図書は、令和4年度に附属中学校に入学した生徒が高等学校3年生となる令和9年度まで使用することを示しています。したがって、附属中学校の教育活動を踏まえたものとする必要があります。

5では、情報開示、採択の手続き等に関する留意点を示しております。

続いて2ページをご覧ください。奈良市立高等学校教科用図書採択の手順を示しております。研究部会で調査研究した内容をもとに、選定委員会で審議し、研究結果報告として、希望する教科用図書が報告をされます。この報告を受け、教育委員会でご審議いただき、教育委員会会議において採択を決定するという流れになっております。

3ページから6ページは、採択に関わる規則及び関係要領を資料として添付しております。7ページ以降は、採択に向けての流れ、選定委員会の委員名簿、報告書等の様式一式等を資料として添付しております。以上を踏まえまして、今年度の奈良市立高等学校の教科用図書採択を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

教 育 長

この件についてご意見ご質問をお願いいたします。

柳 澤 委 員

資料2ページに採択手順の流れとして通し番号が振ってあるのですが、高等学校の場合には奈良県教育委員からの指導助言というのはそもそも存在しないということですか。

もう1点質問なのですが、10ページと11ページに名列表のような形で選定委員会の研究員が63番まで振ってあります。小中学校の場合の人数と比べてはるかに多いですが、ここまで大人数である必要があるのでしょうか。

教職経験等でもう少し絞って判断いただく方が良いのではないかとと思います。そこはどのようにお考えかお聞かせください。

学校教育課長

はい。1点目については今確認できておりませんので、調べて後日ご報告をさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

2点目の研究員の人数については、高等学校になると教科の中で、同じ社会でも日本史を中心に、また世界史を中心に担当される先生がそれぞれおられます。そのため、その科目によって研究を進めていくとなると、どうしてもこれぐらいの人数は必要であると考えています。

柳 澤 委 員

ありがとうございます。およそ分かりました。

教 育 長

今の1点目のご質問については、また調べて報告してください。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご意見がないようですので、教育長報告(2)「令和6年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」は、了承いたします。

それでは、議案の審議に移ります。議案第3号「奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正について」教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、子どもたちが安心して義務教育を受けられる環境を整えるため、就学援助費を支給しております。

これまでは、毎年度の申請を必要としておりましたが、令和5年度より、前年度の認定者のうち、引き続き認定を受けることに同意された方につきましては、申請の負担を軽減するため、申請書の提出を不要とし、継続して審査を行うことといたします。

この見直しにより、資料2ページの改正案のとおり、第5条第2項を、支給対象期間の末日後においても引き続き認定を受けることに同意したときは、申請があったこととみなすことができるように改め、また、第6条第1項においては、前条第2項の規定により申請があったものとみなされる場合についても、教育委員会において就学援助費の支給認定の可否を決定するよう改めるものでございます。

令和4年度の申請書には継続審査の内容が示されておりませんでしたので、令和4年度末時点での支給認定者に対しては、見直しを行った内容について直接、該当保護者に案内を行います。

今後も申請内容に変更がない場合、次年度以降、児童生徒が在籍する期間におきまして、継続審査を行います。以上、保護者の負担軽減と支給漏れがないよう、見直しを行うものでございます。

教 育 長

趣旨、目的、改正内容について説明をいただきましたけれども、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

梅 田 委 員

議案につきましては、異議はございません。

この対象となる家庭の状況を考えたときに、様々な家庭環境にあることから、その手続き等々が難しかったり、締め切り間際に手続きを進めたり、申請書類をもらうために学校や市に直接出向かれたりされていたのではないかと思います。そこが軽減されていくということは、各家庭にとってもありがたいことであろうと思います。

一方で、申請内容に変更がないかの確認もしっかりと事務局の方で行っていただくことが必要でしょうし、変更があった場合に速やかに手続きしてもらおうよう各家庭にお知らせをして、事務を円滑に進めていくことも併せて、必要になると思います。

教 育 長

丁寧なお知らせという意味では、少数かもしれませんが、日本語に不慣れな外国人の方等のことも考え、例えば多言語での案内の必要性や制度が変わることも含めた説明を丁寧に対応するようお願いしたいと思います。

それではご意見がないようですので、議案第3号「奈良市児童生徒就学援

助費支給規則の一部改正について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたします。

これで非公開を除く本日の案件は終了いたしました。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

教育総務課長

議案第1号「奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、教育総務課長より概要説明。

<異議なし>

本案については、原案どおり可決した。

地域教育課長

議案第2号「奈良市公民館条例の一部改正について」、地域教育課長より概要説明。

<異議なし>

本案については、原案どおり可決した。

教 育 長

これで本日のすべての案件は終了いたしました。この他に何かご意見、ご連絡事項はございませんでしょうか。

それでは次回の5月定例教育委員会は5月23日（火）10時から予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。それではこれもちまして本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。